

【注】

- ✎ 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- ✎ 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】

- ✎ 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ✎ ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

I 关于外商投资企业审批登记管理等问题的现状分析

自 2006 年 01 月 01 日起，经全面修订的《公司法》（以下简称“新《公司法》”）与《公司登记管理条例》（以下简称“新《公司登记管理条例》”）开始施行，但由于相关法律规定并未就外商投资企业适用新《公司法》与新《公司登记管理条例》等问题作出明确规定，因此，该问题成为许多外商投资企业现阶段的关注重点。

对此，中国有关部门曾数次召开会议，研讨外商投资政策问题。据悉，中国商务部、中国国家工商行政管理总局、中国海关总署、中国国家外汇管理局可能在近期就外商投资企业适用新《公司法》的问题出台相关实施意见，对于外商投资企业的登记适用原则、出资、治理结构、一人公司适用、分支机构设立等 17 个问题作出较为明确的规定。2006 年 03 月 08 日，上海市外国投资工作委员会与上海市工商行政管理局也联合出台了《关于新〈公司法〉及〈公司登记管理条例〉颁布后外资审批管理与工商登记的操作指导意见》【自 2006 年 04 月 01 日起施行】，就题述事宜作出规定，并规定，在相关法律规定正式出台之前，上海地区的外商投资企业暂时根据该指导意见操作。

关于现阶段上海地区的外商投资企业在审批登记等问题上的法律规定，我们简单整理如下，供读者参考。

出资问题	n	股东可以以能评估、能转让的非货币资产作价出资，全体股东的货币出资金额不得低于公司注册资本的 30%；
	n	根据《外资企业法实施细则》的规定，外国投资者可以以其所有的工业产权、专有技术作价出资，作价金额不得超过外资企业注册资本的 20%；
	n	投资者以债权或股权出资的，应当报上海市外国投资工作

二、関係する新たな情報

I 外商投资企业审查批准登记管理的件についての現状の分析

2006 年 1 月 1 日より、全面的に改正された「会社法」（以下、「新『会社法』』という）と「会社登記管理条例」（以下、「新『会社登記管理条例』』という）が施行されることになったが、係る法律規定では外商投資企業が新「会社法」と新「会社登記管理条例」の件について明確な定めを設けていないため、この問題は多くの外商投資企業が現段階で関心を注ぐ話題となった。

これについて、中国のある部門はこれまでに何度も会議を招集し、外商投資政策について検討した。聞いたところでは、中国商務部、中国国家工商行政管理総局、中国税関総署、中国国家外国為替管理局は近いうちに外商投資企業が新「会社法」を適用することについて係る実施意見を発布し、外商投資企業の登記に適用する原則、出資、管理の枠組み、1 人会社の適用、分支機構の設立等の 17 の問題についてかなり明確な規定を設けるとのことである。2006 年 3 月 8 日、上海市外国投資工作委员会と上海市工商行政管理局も「新『会社法』』と『会社登記管理条例』の発布後の外資の審査批准管理と工商登記についての取扱上の指導意見」【2006 年 4 月 1 日より施行】を共同で発布し、表題事項について定めを設け、また、係る法律が正式に発布されるまでは、上海地域の外商投資企業はひとまずこの指導意見にしたがって取扱うと定めている。

現段階の上海地域の外商投資企業の審査批准登記等の件の法的な定めについて、ご参考まで以下の通り簡単にまとめた。

出資について	n	出資者は評価することができ、譲渡することのできる非貨幣性資産で価格を決めて出資することができ、全部の出資者の貨幣での出資金額は会社の登録資本金の 30%を下回ってはならない。
	n	「外資企業法実施細則」の定めによると、外国出資者は自らが所有する産業財産権、ノウハウで価格を決めて出資する

	委员会和上海市工商行政管理局研究协商确定; n 关于注册资本的最低限额, 凡是外商投资企业专项法律规定中有规定的, 从其规定; 无专项规定的, 适用新《公司法》的规定, 即, 有限责任公司与股份有限公司注册资本的最低限额分别为人民币3万元与500万元; n 注册资本应当于工商营业执照颁发之日起3个月内到位20%, 其余部分在2年内全部到位, 其中投资性公司可以在5年内缴足。		ことができ、その金額は外資企業の登録資本金の20%を超えてはならない。 n 出資者が債権又は持分で出資する場合、上海市外国投資工作委員会と上海市工商行政管理局に申請し、そこでの検討と協議によって確定される。 n 登録資本金の最低限度額について、外商投資企業の個別の法律の定めの中で規定がある場合、その規定に従う。個別の定めがない場合、新「会社法」の規定を適用し、即ち、有限責任会社と株式有限会社の登録資本金の最低限度額はそれぞれ3万人民元と500万人民元となる。 n 登録資本金は工商營業許可証の発給日から3ヶ月以内に20%を払い込み、その残りの部分は2年以内に全額を払い込むものとするが、そのうち、傘型会社は5年以内に十分な額を払い込めばよい。
工商营业执照的办理期限问题	n 新设的中外合资经营企业应当自批准之日起90日内办理工商设立登记; n 新设的中外合作经营企业、外商独资经营企业应当自批准之日起30日内办理工商设立登记; n 所有申请各项变更的外商投资企业应当自批准之日起30日内办理工商变更登记; n 上述登记逾期办理的, 申请人应当报原审批机关确认原批准文件的效力或另行报批。	工商營業許可証の手續上の期限について	n 新設した中外合弁經營企業は批准された日から90日以内に工商設立登記の手續を行わなければならない。 n 新設した中外合作經營企業、外商獨資經營企業は批准された日から30日以内に工商設立登記の手續を行わなければならない。 n 各項の變更についてのいずれかの申請を行なう外商投資企業は批准された日から30日以内に工商變更登記を行わなければならない。 n 上記の登記を期日を過ぎてから行なう場合、申請者はもとの審査批准機関に申請してもとの批准書類の効力を確認してもらうか、又は、別途に申請しなければならない。
前置审批问题	外商投资企业的经营范围内含有涉及前置审批内容的, 原则上必须在获得有关综合部门的前置审批后才获得设立批准。法律、法规等另有规定的, 从其规定。	前置的審査批准について	外商投資企業の經營範囲の中に前置的審査批准の必要な内容が含まれている場合、原則上、係る総合部門の前置的審査批准を獲得してから設立の批准を獲得しなければならない。法律、法規で別段の定めがある場合、その定めに従う。
外国投资者主体资格证明(商业登记证明)、自然人身份证明等	向审批及登记机关提供的外国(地区)投资者的主体资格证明(商业登记证明)或自然人身份证明, 应当提供经所在国家(地区)公证机关公证的文件原件和中国驻该国(地区)使(领)馆认证的文件原件。(香港、澳门和台湾地区投资者	外国出資者の主体資格証明(商業登記証明)、自	審査批准及び登記機関に提供する外国(地区)出資者の主体資格証明(商業登記証明)又は自然人の身分証明は、所在国(地区)の公証人役場で公証を行なった書類のオリジナルと中国の在当該国(地区)大使(領事)館の認証を受けた書類のオリジ

問題	的主体资格证明或自然人身份证明,应当提供经当地公证机关公证的文件原件。)
分支机构设立问题	n 凡是外商投资企业专项法律规定中规定对外商投资企业设立分支机构需要审批的,从其规定; n 娱乐、餐饮、咨询及生产型外商投资企业设立分支机构,由审批机关审批; n 其他行业的外商投资企业设立分支机构,不再需要审批,而是直接办理工商登记。
合并、分立、减资的公告日期问题	外商投资企业合并、分立、减资的,应当自审批机关初步批准之日起 30 日内在报纸上登载公告,并于公告之日起 45 日后申请登记。
审批机关批复原件送达工商行政管理部门的问题	审批机关的批复原件由企业在办理工商登记时直接交于工商行政管理部门,不再由审批机关抄送。
再投资问题	外商投资企业再投资限制类外商投资项目和有专项法律规定的行业的企业,需要经过审批机关的批准。

(里兆律师事务所 2006 年 04 月 21 日整理编写)

然 人 身 分 証 について	ナルを提供しなければならない。(香港、マカオ、台湾地域の出資者の主体資格証明又は自然人の身分証明は、当地の公証人役場での公証手続を行なった書類をオリジナルを提供しなければならない。)
分 支 機 構 の 設 立 について	n 外商投資企業の個別の法律の定めの中で、外商投資企業が分支機構を設立する場合は審査批准が必要であると定めている場合、その定めに従う。 n 娯楽、飲食、コンサルティング及び生産型の外商投資企業が分支機構を設立する場合、審査批准機関が審査批准を行なう。 n その他の業界の外商投資企業が分支機構を設立する場合、審査批准は必要なく、直接に工商登記を行なうことになる。
合 併、分 立、減 資 の 公 告 期 日 について	外商投資企業が、合併、分立、減資する場合、審査批准機関が最初の批准を行なった日から 30 日以内に新聞に公告を掲載し、公告を行なった日から 45 日以内に登記を申請しなければならない。
審 査 批 准 機 関 の 返 答 書 の オ リ ジ ナ ル を 工 商 行 政 管 理 部 門 に 送 達 する こと について	審査批准機関の返答書のオリジナルは企業が工商登記を行なう際に直接に工商行政管理部门に提出し、今後は、審査批准機関がその写しをとって回送することはない。
再 投 資 について	外商投資企業が制限類の外商投資プロジェクトに再投資する場合と個別の法律で定める業界の企業は、審査批准機関の批准を受ける必要がある。

(里兆法律事務所が 2006 年 4 月 21 日付けで作成)

I 注意防范实践中的商业贿赂行为 (连载二)

在实践中,企业需要注意防范以下几种比较常见的商业贿赂行为:

n 回扣

中国法律允许经营者在销售商品时,以明示并如实入帐的方式给予对方价格优惠,包括支付价款时对价款总额按一定比例给予优惠。但是,中国法律禁止经营者在帐外暗中给予对方单位或者个人回扣,也禁止对方单位或个人在帐外暗中收受回扣,凡通过“帐外暗中”给予或收受回扣的,

I 実践での商業賄賂行為の防備に注意(連載二)

実践の中では、企業は以下の数パターンのよく見られる商業賄賂行為の防備に注意しなければならない。

n マージン

中国法律では経営者が商品を販売する際に、明示し、事実通りに記帳するという方式で相手方に価格の優遇を与えることを認めているが、それには、金額を支払う際に、金額の総額について一定の比率で優遇を与えることを含む。但し、中国法律では、経営者が帳簿に反映させることなく相手方の企業

以“行贿/受贿”论处。因此，经营者在销售商品给予对方折扣的时候，一定要注意“明示并如实入帐”。

n 佣金

佣金，是指经营者在市场交易中给予为其提供服务的具有合法经营资格的中间人的劳务报酬。中国法律允许经营者在销售或者购买商品时，可以以明示方式给予中间人佣金。经营者给予中间人佣金的，必须如实入帐；中间人接受佣金的，也必须如实入帐。因此，一定要注意：第一，给付佣金的对象必须具有合法的经营资格（例如，具有合法的中介、经纪人、居间等经营资格）；第二，给付佣金一定要如实入帐。否则就有可能被认定为是商业贿赂行为。

n 促销费、宣传费、赞助费、科研费、劳务费、咨询费

根据《国家工商行政管理总局关于在柜台联营中收取对方商业赞助金宣传费广告费行为能否按商业贿赂定性问题的答复》【工商公字（2001）第152号】的规定，宣传费、广告费、商业赞助等，应是对宣传行为、广告行为及其他具体商业行为所支出的费用。如果未发生宣传、广告等相应的具体商业行为，而是假借宣传费、广告费、商业赞助等名义，以合同、补充协议等形式公开收受和给付对方单位或个人除正常商品价款或服务费用以外的其它经济利益，即构成商业贿赂，应当依据《反不正当竞争法》的有关规定予以查处。

因此，实践中，经营者在支付和收受上述费用时，一定要注意：必须是实际发生了相应的商业行为，并且具有明确证据予以证明，否则支付或者收受该等费用时，否则就有可能被认定为是商业贿赂行为。

n 赠品

中国法律禁止经营者在交易时向对方单位或者其个人附赠现金或者物品，但允许按照商业惯例赠送小额广告礼品。关于这一问题，我们曾在第2期（Issue 2）《里兆法律资讯》中作过专门介绍，请点击以下网址查看：

http://www.leezhao.com/cn/publication/LeeZhao%20Newsletters_Issue%202_20060304-20060310_cn+ip.pdf

综上所述，商业贿赂是违法行为，它排斥正当竞争，损害了其他竞争对手的利益，违反了诚实信用、公平竞争的经济道德准则，为中国法律所禁止。实践中，企业因为不清楚法律规定，在产品销售或者采购活动中为此遭受处罚的案件也日益增加。因此，企业有必要对此予以重视，谨慎判断和防范实践中的商业贿赂行为。

【备注】关于“注意防范实践中的商业贿赂行为”主题的文章，我们分两期予以登载，其中第7期（Issue 7）《里兆法律资讯》登载了本文的第一部分，请点击以下网址查看：

http://www.leezhao.com/cn/publication/LeeZhao%20Newsletters_Issue%207_20060408-20060414_cn+ip.pdf

（里兆律师事务所 2006 年 04 月 17 日整理编写）

又は個人にこっそりとマージンを与えることを禁止しており、相手方企業又は個人が帳簿に反映させることなくこっそりとマージンを受け取ることも禁止しており、「帳簿に反映させることなく、こっそりと」マージンを与えたり、もしくは受け取った場合、「賄賂を贈った/賄賂を受け取った」として、処罰される。したがって、経営者が商品を販売する際に相手方に割引してあげる場合、「明示し、事実どおりに記帳する」という点に必ず注意しなければならない。

n コミッション

コミッションとは、経営者が市場取引の中で、自らにサービスを提供する適法な経営資格を有した仲介人に与える労務報酬をいう。中国法律では経営者が商品を販売又は購入する際に、明示するという方法で仲介人にコミッションを与えることを認めている。経営者が仲介人にコミッションを与える場合、必ず事実通りに記帳しなければならない。仲介人がコミッションを受け取る場合も、必ず事実通りに記帳しなければならない。したがって、まず、コミッションを与える対象は適法な経営資格をもっていなければならないこと。（たとえば、適法な仲介、ブローカー、仲買等の経営資格をもっている）次に、コミッションを与える場合は必ず事実どおりに記帳するという点に十分に注意する必要がある、さもなければ商業賄賂行為として見なされてしまう可能性もある。

n 販売促進コスト、宣伝コスト、賛助金、科学研究費用、労務費用、コンサルティング費用

「売り場共同経営の中で相手方から商業賛助金宣伝費広告費を受け取る行為は商業賄賂として見なされるかどうかについての国家工商行政管理総局による回答」【工商公字（2001）第152号】の定めによると、宣伝費、広告費、商業賛助金等は、宣伝行為、広告行為及びその他の具体的な商業行為について支出する費用でなければならない。もしも宣伝や広告等の相応な具体的な商業行為が発生していないのに、宣伝費、広告費、商業賛助金等の名義を使って、契約や補充協議等の形式で相手方企業又は個人に正常な商品代金又はサービス費用以外のその他の経済利益を公然と受け取ったり与えたりする場合、商業賄賂を構成し、「不正競争防止法」の関係規定に基づき、これを取り締まるとされている。

したがって、実践の中では、経営者が上記の費用を支払ったり、受け取ったりする場合は、相応の商業行為が実際に発生しており、これを裏付ける明確な証拠が必ずなければならない、さもなければ、これらの費用を支払ったり受け取ったりする場合、商業賄賂行為と見なされてしまう可能性があるのだということに十分に注意しなければならない。

n 贈呈品

中国法律では経営者が取引の際に相手方企業又はその個人に現金や物品を贈ることを禁止しているが、商業習慣に従って少額の宣伝用贈呈品を贈呈することは認められている。この点について、我々は第2期（Issue 2）の「里兆法律情報」の中でも個別にご紹介させていただいたことがありますが、ご覧になる場合は、下記URLをクリックしてください

い。

http://www.leezhao.com/cn/publication/LeeZhao%20Newsletters_Issue%202_20060304-20060310_cn+jp.pdf

以上から、商業賄賂は違法行為であり、それは正当な競争を排斥し、その他の競争相手の利益を損なうものであり、誠実信用・公平な競争という経済道德の規範に違反し、中国法律で禁止している。実践においては、企業は法律の定めをはっきりと認識しておらず、製品の販売又は仕入れの過程で処罰されてしまうという案件も益々増えている。したがって、企業はこの問題を重要視し、実践の中での商業賄賂行為を慎重に判断し防備する必要がある。

【備考】「実践での商業賄賂行為の防備に注意」と題する文章については2回に分けて掲載しております。そのうち第7期(Issue 7)「里兆法律情報」には文章の1番目の部分を掲載しています。ご覧になる場合は、下記URLをクリックしてください。

http://www.leezhao.com/cn/publication/LeeZhao%20Newsletters_Issue%207_20060408-20060414_cn+jp.pdf

(里兆法律事務所が2006年4月17日付けで作成)